

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、今年7月、首都圏の1都3県において再び緊急事態宣言が発令され、さらに今年13日には7府県が追加となり、計11都府県が宣言対象地域とされたところである。

本県においても、第3波の爆発的な感染拡大を受けて、感染のまん延防止や医療崩壊を防ぐため、1月7日に県独自の緊急事態宣言を発令し、県民への外出自粛要請や飲食店等への時短営業要請を行っているが、新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響は非常に大きく、長期化・深刻化の様相を呈している。

このような状況において国民の生活を守るためには、今後も徹底した感染拡大防止対策を継続しつつ、各自治体の実情に応じた経済対策等を柔軟に講じていく必要がある。

また、国は売上げが減少した中小事業者に対し一時金を支給することとしているが、その対象は国が緊急事態宣言を発令した地域に限られている。

しかしながら、本県のように感染拡大を阻止すべく、独自に時短営業要請等に取り組んでいる地域の飲食業や関連事業者への経済的打撃は、今般、国が支給対象とした圏域と何ら変わりがないところである。

国においては、このような状況を踏まえ、以下の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 今般、国が決定した売上げの減少した中堅・中小事業者に対する支援措置については、独自の緊急事態宣言に伴う時短要請等を行っている地方自治体も対象に加えること。
- 2 新型コロナウイルスワクチンの接種や医療・検査体制の維持充実、地域経済の活性化等に迅速かつ着実に取り組むことができるよう、令和3年度においても十分な予算を措置するとともに、財政基盤の弱い地方自治体に重点的に配分すること。
- 3 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、各自治体の実情に応じて必要となる財源について積極的に措置すること。
- 4 コロナの感染拡大により収益の悪化が生じている農林水産業、製造業、観光業、旅客運送業、飲食業、サービス業等の従事者が将来に希望が持てるよう、大胆かつ包括的な経済・雇用対策を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年1月29日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 厚 農 経 国 内 経	議 議 閣 務 生 林 済 土 閣 済	院 院 総 理 務 労 水 産 交 官 再 生	議 議 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	長 長 臣 臣 臣 臣 臣 臣 官 臣	大 山 菅 麻 武 田 野 梶 赤 加 西	島 東 生 田 村 上 山 羽 藤 村	理 昭 義 太 良 憲 浩 弘 一 勝 康	森 子 偉 郎 太 久 志 嘉 信 稔	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	--	--	--	--	---	--	---	--	--